

令和5年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム
の見直しに向けた調査研究事業
報告書 概要版

令和6年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

介護保険制度における指定福祉用具貸与・販売事業所に常勤換算方法で2名以上の配置が義務付けられている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格を所持しているか、各都道府県によって指定された指定講習実施者が実施する福祉用具専門相談員指定講習(以下、指定講習)の修了が必要とされており、福祉用具専門相談員のうち、約8割を指定講習修了者が占めています。

この指定講習修了者が受講するカリキュラムは、平成27年度に大幅な見直しが実施されました。

以降、見直しを実施されていない中で、社会保障審議会介護給付費分科会における「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」や令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の議論の整理において、福祉用具の安全な利用の促進や福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点に基づき、指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきとされました。

本事業を進めるにあたっては、介護保険制度施行により専門職として位置付けられた福祉用具専門相談員に対するこれまでの専門性向上等に資する取り組みを踏まえつつ、これから人口構造の変化や福祉用具製品の種類の増加、WEB会議システムの充実等の社会環境の変化への対応が求められました。

そこで、指定講習実施者や福祉用具貸与事業者に向けたアンケート調査やヒアリング調査を通じて、新任の福祉用具専門相談員に対する研修体制等における実態や課題の把握を行うとともに、指定講習カリキュラムに加えるべき事項や目的、到達目標、講師の要件等についても検討を重ね指定講習カリキュラムの見直し案をとりまとめました。

本調査研究で見直しを行った指定講習カリキュラムの内容等が、福祉用具専門相談員の能力の向上に繋がるとともに、福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等の適切な実施等、福祉用具サービスの質的向上の一助となれば幸いです。

おわりに、本事業の実施においてご尽力を賜りました検討委員会の委員の皆様並びにアンケート・ヒアリング調査の実施にご協力をいただいた関係者の皆様にこの場を借りて心から御礼申し上げます。

令和6年3月
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

概要版とは

- 報告書本体とは別に、カリキュラム見直し(案)の全体、個別内容、講師要件、修了評価などを記載した概要版を作成しました。
- 指定講習機関、講師の皆様、事業所の研修担当者の皆様、更に関係機関の皆様に、ご理解、ご活用いただければ幸いです。

目次

1.	事業概要	1
1.1	目的	1
1.2	事業概要	1
1.3	検討委員会の委員構成	2
2.	指定講習カリキュラム等の見直し(案)の検討	3
2.1	見直しにあたっての方針・目的	3
2.2	カリキュラム見直し(案)	4
2.2.1	指定講習科目(案)	12
2.2.2	修了評価について	28
2.2.3	講師要件の見直し(案)	29
2.2.4	新旧対照表	30
2.2.5	効果的な運営に向けた実施方法等について	31
3.	本事業のまとめ、今後の課題	32
3.1	本事業のまとめ(指定講習カリキュラムの見直しについて)	32
3.2	今後の課題	33